

市区町村に設置されている各種協議会等における関係機関及び関係職種について

所管省庁				厚生労働省	内閣府	厚生労働省	内閣府	文部科学省	警察庁
協議会等				子育て世代包括支援センター	地方版子ども・子育て会議	要保護児童対策地域協議会	子ども・若者支援地域協議会	地域学校協働本部	少年サポートセンター
目的				母子及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行う。	子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況の調査審議等を行う。	要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図る。	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する支援について、効果的かつ円滑な実施を図る。	地域と学校の連携体制を基盤として、緩やかなネットワークを形成することにより、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動を推進する。	都道府県警察等に、少年補導職員や少年相談専門職員を配置し、総合的な非行防止対策の推進を図る。
事務局等				母子保健担当部局等	児童福祉担当部局、幼児教育担当部局等	児童福祉担当部局等	青少年担当部局等	教育委員会等	都道府県警察等
関係機関	行政機関	市	児童福祉担当部局		●	●	●		
			母子保健担当部局	●	●	●			
			教育委員会		●	●	●	●	●
			福祉事務所		●	●	●		
		都道府県	児童相談所	●	●	●	●	●	●
			保健所	●	●	●	●		●
			婦人相談所			●			
		警察			●	●		●	●
		法務局				●			
		少年鑑別所					●		●
		ハローワーク					●	●	●
	民間団体等	児童福祉施設等		●	●	●	●	●	
		教育機関			●	●	●	●	●
		医療機関		●	●	●			
		社会福祉協議会			●	●			
		NPO法人等		●	●	●	●	●	

協議会等		子育て世代包括支援センター	地方版子ども・子育て会議	要保護児童対策地域協議会	子ども・若者支援地域協議会	地域学校協働本部	少年サポートセンター
関係職種	児童福祉司	●	●	●	●	●	●
	医師	●	●	●	●		
	精神保健福祉士・社会福祉士	●	●	●	●		
	臨床心理士	●	●	●	●		
	保健師・助産師・看護師	●	●	●	●		●
	保育士	●	●	●	●		
	教員免許保有者		●	●	●	●	●
	児童指導員	●	●	●		●	
	民生・児童委員		●	●	●		●
	警察官		●	●		●	●
	弁護士		●	●			
	人権擁護委員		●	●			
	婦人相談員			●			

※「関係機関」及び「関係職種」は、主たるものの例示である。また、「●」の有無は、協議会等の指針等に例示されたものに「●」を付しているが、地方自治体の実情に応じて、参加又は不参加とさせることが可能となっている。